

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和5年9月8日

東広島市長 高垣 廣徳

- 1 工事名 令和5年度 土木施設災害復旧事業 安芸津地区災害復旧工事(5-5)
- 2 工事管理番号 7-105-0219
- 3 工事場所 東広島市安芸津町大田
- 4 工事概要 上大田川
掘削工 V=7,000m³、コンクリートブロック積工 A=1,209m²、床固め工 N=7箇所
- 5 工期 本案件の請負契約は、東広島市議会の議決を要するものである。
議会議決の日の翌日から令和7年3月31日まで
- 6 予定価格 232,330,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 調査基準価格 有り
- 8 建設工事の種類 土木一式工事
- 9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事		
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要		
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	要		
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者		
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	東広島市内に主たる営業所 かつ本店を開札日から遡って 継続して1年以上有する者	認定等級 （格付け）	A
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。	問わないものとする。		
(7) 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。 ※災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。	次のいずれにも該当する技術者を施工現場に専任で配置できる者 ア 土木工事業に係る監理技術者の資格を有する者 土木一式工事の経験（監理技術者（特例監理技術者含む）、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。 ウ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者		

10 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- (3) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照
- (6) 契約後VE対象案件：共通公告5F参照
- (7) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。
令和5年度 支払限度額 0円（出来高予定額 0円）
令和6年度 支払限度額 残額（出来高予定額 残額）
- (8) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：共通公告5B(5)参照

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

提出資料		詳	細
資格要件確認資料	(1) 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	必要なし	
	(2) 施工実績及び配置予定技術者確認資料	様式第1 (原則、添付ファイルはE x c e l形式で提出すること)	
	(3) 会社の実績を確認するための資料	必要なし	
	(4) 技術者の資格を確認するための資料	「監理技術者資格者証(表・裏)の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。	
	(5) 技術者の経験を確認するための資料	必要なし	
	(6) 誓約書	様式第4 (原則、添付ファイルはW o r d形式で提出すること)	
	(7) 建設業許可申請書別紙二の写し	必要なし	
	(8) 経營業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料	必要なし	
(9) 媒体提出届	様式第5 (原則、不要) ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はC D-Rにより持参する提出資料があるときは、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しW o r d形式の添付ファイルとして提出するとともに、契約課に持参する媒体にも写しを添付すること。		

1 2 低入札価格調査制度について

- (1) 低入札要領第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料(以下「低入札価格調査報告書等」という。)を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を提出できるものとする。共通公告5B(5)を参照のこと。

低入札価格調査報告書等	提出部数及び添付書類(記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと)
低入札価格調査報告書等	1部 ■低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書(別記様式第1号)及び同条に掲げる資料 ※ただし、低入札要領第6条第1項第4号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調書(別紙その2)の提出は不要とする。

- (2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をE x c e l形式で提出すること。
- (3) 低入札要領第8条の調査の結果、価格その他の条件が市にとって最も有利な者であっても落札者とならないことがある。
- (4) 低価格入札者は市の調査に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条の2に規定する措置を講じる。

1.3 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和5年9月8日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設計図書の見覧	令和5年9月8日～ 令和5年9月14日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を見覧していない者のした入札は、無効とする。
質問書提出期間	令和5年9月8日～ 令和5年9月19日	質問書（様式第7）により建設部災害河港課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回答書見覧期間	令和5年9月25日～ 令和5年9月28日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず見覧すること。
入 札 期 間	令和5年9月27日 (午前9時～午後5時) 及び 令和5年9月28日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和5年9月29日 午後1時25分	電子入札室（本館4階）で行う。
低入札価格調査	開札後に調査対象者について調査を行う。	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、資格要件を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第9条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1.4 契約締結に関する事項

- (1) 本工事に係る工事請負契約は市議会の議決を要するものであるため、落札決定後、仮契約を締結し、市議会の議決を経て本契約とするものとする。
- (2) 開札の日から市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者とならない、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。
 - ア 共通公告1 (1)(2)(3)に掲げる事項
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けているもの又は手形小切手の不渡りを出した者
 - ウ 本市の指名除外措置を受けている者
 - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

1.5 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）